

財団法人横浜戸主会の成立

落 合 功

はじめに

近代日本は中央集権的な国家体制を構築する一方で、地方統治の基本単位として町村（町と村）を位置づけ、地方自治制度を整備した。この制度は1889（明治22）年の市制・町村制施行によって制度化され、以後、町村は近代国家の地方行政の基礎的単位として役割を果たしてきた。市町村は地域住民の公共的営みの場であると同時に、国家統治の末端装置でもあった⁽¹⁾。こうした制度的枠組みを背景に、近代地方行政に関する研究は多くの成果を積み重ねてきた。その中で注目すべき論点の一つが、近世以来存在してきた共有財産が近代以降にどのように引き継がれたのかという問題である。

酒井一輔は、この共有財産の継承形態を①財団法人として単独の村が所有する事例、②部落有財産として共同所有する事例、③複数の村が共同所有する事例の三つに分類している⁽²⁾。共有地の取扱いは、私的私有財産を基本とする近代社会において、その対極にある財産形態の意義を問い直す手がかりとなる。

また、近代日本では民法を基盤とし、戸主権を中心とする家制度が整えられた。もっとも、この制度は近代を通じて一貫して確立していたわけではない。藤原怜子は「法体制再編期における『家』制度と勤労者の家族」において⁽³⁾、資本主義の進展が家父長的家族関係の解体を促進し、伝統的共同体から離脱した自由な個人を形成したとする。とくに都市の勤労者層ではその傾向が顕著で、戸主制度の限界が浮き彫りになったとする。一方、農村地域では家制度の枠組みは依然として強固であり、有効に機能し続けた。

近代の地域社会には、青年団や在郷軍人会など様々な地縁団体が存在した。戸主会や町内会もその一つである。町内会については、岩崎信彦らによる『町内会の研究』で⁽⁴⁾、軍国主義体制の末端を担う全員加入組織として国家統制の媒介装置の性格を持つ一方、住民相互の結びつきを基盤とする自発的な地域活動の場として評価されている。また日高昭夫は、町内会を行政協力制度の担い手と位置づけつつ、地域住民の利害調整や共同性の管理機能を果たすことで新制市町村と協働しうる基礎的自治体の側面を持つと論じている⁽⁵⁾。要するに、地縁団体は市町村制度の外部で国家統制の末端装置（行政協力）を担うと同時に、地域住民による日常的実践を通して地域社会を支える中間的存在（緩衝機能）、自治的実践の場でもあった⁽⁶⁾。すなわち、かかる団体のあり方を考察することは、近代日本における行政と地域社会そして地方自治の関係を理解する上で、極めて有益であるといえるだろう。

本論では、こうした地縁団体の一つとして、戦前期に広島県安芸郡坂村横浜に設立された財団法人横浜戸主会を取り上げる。坂村（現・広島県坂町）は、広島市と呉市の間に位置し、近世初期から現在に至るまで一度も合併を経験していない。坂村は坂本郷・横浜・小屋浦の三郷で構成され、このうち横浜は三方を山に囲まれた半島部にあり、江田島・金輪島・似島に近接する漁村として発展してきた。

戸主とは、明治4年（1871）の戸籍法に基づき一家を代表する者として位置づけられ、明治11年以降は家族に関する届出権限を持つ制度的地位を有した。各地では青年会の結成とともに、戸主が集まり地域課題を話し合う場として、慣習的な寄合から戸主会が形成された。

横浜戸主会は大正10年4月に設立され、昭和7年12月27日に財団法人として許可された。戸主会自体は全国各地に幅広く存在したものの⁽⁷⁾、財団法人化した戸主会是全国的にも稀であり、共有財産管理の近代的再編の一事例と位置づけられる。本論は、行政組織の外にありながら、単なる寄合にとどまらず、地域財産を公的に保有・運用した横浜戸主会の意義を明らかにする⁽⁸⁾。

一、横浜戸主会の成立と活動

横浜戸主会の前身は、明治 22 年（1889）、町村制施行に伴い発足した坂村同盟組合に遡る。発足にあたっては、当時の児玉道信村長が中心となり、坂村を構成する坂本郷・小屋浦・横浜の三集落が参加した⁽⁹⁾。その後、活動主体が横浜の人々に移り、横浜同志会と改称、大正 10 年（1921）4 月に横浜戸主会となった⁽¹⁰⁾。

横浜戸主会の収支と運営は【表 1】のとおりである。会員負担金を中心に、胡子（えびす）金、横浜漁業組合からの寄付金、さらには学校の糞尿代など多様な収入源によって運営を支えた。これらの資金は、村財政では対応が難しい事業に対し投入されている。

とりわけ教育関連事業に積極的に取り組んだ。たとえば、学校敷地（600 坪余り）を購入、海面の埋立・整地を行い、新校舎を建築して無償提供した。その後も敷地拡張を行い、昭和 2 年（1927）4 月には高等科を併置した。また、教育用備品や御真影奉安庫の建築費等を寄付し、横浜尋常小学校の運営を支援した⁽¹¹⁾（【表 2】【表 3】参照）。

横浜戸主会は教育資金への援助だけでなく、道路整備、簡易水道の敷設、街灯設置、防波堤整備など、地域インフラ整備にも資金を投入した⁽¹²⁾。

また、坂村内には公設消防組が坂本郷と横浜に存在した。一町村に二つの公設消防組があるのは稀である⁽¹³⁾。坂本郷より先の大正 13 年（1924）4 月に坂村字横浜が消防組として指定されている⁽¹⁴⁾。大正 14 年 3 月に公設消防組となる協定が結ばれ、4 月に坂本郷が指定されている。横浜消防組は指定される以前から私設消防組として存在し、戸主会は、その設立に際し、補助金を出し、その後の活動にも（消防講習費やポンプなど器具購入費）支出している。

宗教・文化事業にも資金援助している。恵比須（胡子）神社や住吉神社の維持・活動、青年団への団旗贈与、火葬場手当、在郷軍人会への寄付、曳舟修繕なども行っている。また、昭和 3 年には氏神祭に奉納する曳舟の倉庫を建築している。さらに、明治 11 年に建立されていた横浜説教所（以下、説教所）は

【表1】横浜戸主会の活動（大正10年度～昭和6年度）

単位は円

歳入	大正10年度	大正11年度	大正12年度	大正13年度	大正14年度	大正15年度	昭和2年度	昭和3・4年度	昭和5・6年度		
財産より生じる収入	貸地料	4,110	1,600	100,000	356,700	318,000	243,350	199,370	407,700	250,120	
	預け金利子		8,240		20,040	22,220	14,500	7,520	1,350	22,310	
	共有地売却代						53,000			488,380	
	財産収入	330,000									
	雑収入				1,792.160						
	納税奨励金										
	不用品売却代		108,500	53,600	22,000	26,000			0,380	31,400	
	雑収入	100,395	26,780	50,300	251,050	4,250	2,450		0,800		
	過年度収入	458,500					28,010		16,500		
	会員負担金	2,261,400		2,152,200	1,915,200	1,077,300	890,240	881,200	864,010	775,810	
歳出	寄付金	100,000	430,150		65,000	57,870	152,000	289,000	31,820	455,000	
	繰越金		582,980	86,080	150,900	363,790	488,470	2,840	2,670	52,300	
	公借金		3,000,000	950,000	2,100,000	2,400,000	1,600,000	540,000	0,000		
	負債償却負担金	1,223,800									
	火災見舞金		150,500								
	支弁金	399,742									
	合計	4,877,947	4,308,750	3,392,180	6,673,050	4,269,430	3,472,020	1,919,930	1,325,230	2,075,320	
	事務所費	役員報酬	113,000	61,750		15,000	15,000	20,000	25,000		60,000
		役員旅費				5,000	13,000	9,000	6,150	2,500	9,000
		備品費	3,200			2,500				69,000	13,000
消耗品費					42,920	12,100	3,000	6,050	0,320	24,370	
通信費								0,030	0,110	1,290	
雑給				23,000	0,500		5,000		15,000	13,500	
雑費			50,490	36,980	7,140			4,300		30,800	
会議小使費					25,000	25,000	25,000	37,000	58,000	46,000	
雑費		141,500	27,400		8,040	12,300	11,950	16,160	3,000	7,290	
道路修繕費		42,380			287,950		85,700	158,770			
土木費	共有建物修繕費				78,000					363,960	
	海面埋立及波止築請費	300,390	2,389,970					923,150		249,880	
	交付金	298,800									
	新宮社再建寄付金	442,750									
	海水浴場損失金負担金			100,000							
	住吉神社修繕費									330,000	

財団法人横浜戸主会の成立

祭式費	氏神社費	189,970	50,000		76,380	61,030	62,200	16,400		120,000
	渡辺神宮装束横浜氏子へ割当金	42,300								
	胡子社費		122,920		6,000	3,000	3,000	4,100	6,000	6,000
	住吉社費	9,000			6,000	3,000	3,000	5,100	6,000	6,000
遭難救済費、 救恤費	非常遭難費				114,160	205,740	205,000	5,000	25,000	99,100
	火災見舞交付金		90,000							
	遭難救恤費				69,700					20,000
諸税負担		8,710	8,310	8,650	32,760	11,940	21,100	29,520	13,920	35,370
財産費	不動産購入費		300,000	1,115,000	562,440		212,980			
	基本財産蓄積		4,970				60,000		30,000	32,070
雑支出	雑費			56,510	128,120	452,390	61,990		57,920	66,810
	寄贈費				60,660		100,000	6,000	3,000	15,900
	講演会費				7,610					8,880
	雑給				56,700	13,000	3,000		11,300	24,550
	過年度支出		40,820							38,890
	本会五周年記念費						140,000			
公借金償却費	公借金償却	41,220	7,040		3,950,000	2,241,000	2,400,000		300,000	250,000
	公借金利息償却				473,800	163,600	132,490		32,620	21,840
街頭点火奨励 費	街頭費									154,100
	奨励費				1,300	9,600	14,970	15,680	107,000	11,000
補助費	教育後援会補助費									50,000
	消防組補助費		198,750	473,590	200,000	210,000	50,000	30,000	30,000	15,000
	青年団補助			159,000		30,000	39,800	20,000	20,000	10,000
	処女会補助							10,000	10,000	
	女子青年団補助金									5,000
	土木費補助					300,000		10,000		30,000
	火葬場手当	367,000	70,250							
	在郷軍人会寄附	500,000								
教育費	横浜尋高等校費の内に寄付金								300,000	
	横浜教育後援会寄付金							50,000	50,000	
	横浜小学校運動器具費			600,000						
	横浜校舎落成高等併置祝賀会費							518,850		
諸借入金支払		1,794,747		0,380						
仮払金			800,000	604,010						
預け金		456,870	54,040	100,900						
繰替費		126,110	32,040						48,140	
合計		4,877,947	4,308,750	3,392,180	6,309,260	3,780,960	3,469,180	1,917,260	1,272,930	2,070,500

【注】「財団法人横浜戸主会設立許可申請書」(「広島県財団法人横浜戸主会」国立公文書館所蔵) 参照。

【表2】横浜戸主会事業状況

収入	(単位は円)
明治33年より大正9年度歳出総計	14,116.626
大正10年度より昭和6年度歳出総計	32,313.857
合計	46,430.483
支出（主なる事業）	
横浜尋常小学校敷地購入、海面埋立拡張費	6,269.162
横浜尋常小学校校舎建築費	2,521.021
学事に関する諸費	1,050.000
防波堤増修築費	1,542.957
道路修築費並ニ共有建造物建築修理費	3,617.390
神社修理並ニ祭礼費	1,072.205
横浜巡査駐在所建築費	308.220
横浜火葬場改築並ニ修繕費	730.960
火水災罹災者へ小屋掛料その他負傷者等へ救恤費	858.950
横浜消防組へ補助費	1,252.340
非常時用溜池築調その他諸費	580.510
男女青年団へ補助費	378.800
坂村在郷軍人分会基金の内へ横浜部落負担寄付金	500.000
街路照明用電燈費補助等	313.650
小計	20,996.165

特別会計		(単位は円)		
昭和5年3月 16日決算	横浜尋常小学校学事費寄 附金等別冊決算書の通り	2,765.200	寄附金（利子含）	2,758.20
	校舎修繕石柵及び石門3 か所建造その他の諸費	2,343.540	門石2本代	7.00
			校舎修繕費	754.06
			校地整理費	317.34
			石柵建造費	818.61
			南北西三門建造費	232.31
その他		221.22		
剰余金	421.660			
昭和5年4月 23日決算	氏神社へ奉納用挽舟倉建築並 ニ船卸式ニ関スル寄附金其他 ノ収入金別冊決算書ノ通り	592.650	寄附金（利子含）	485.51
	諸支払金合計	592.650	曳舟売却代	12.68
			奉安庫収支計算剰余金	94.46
			曳舟倉庫建築費	366.15
			曳舟卸式祝儀餅搗その他祝酒肴代	117.68
			船かざり品代	39.50
	曳舟台及古船作事料	51.82		
	その他		17.50	
残金	0.000			
昭和5年5月 7日決算	奉安庫建築寄附金等他の収 入金合計、別冊決算書ノ通り	1,155.810	寄附金（利子含）	1,112.57
	奉安庫建築ニ関スル諸費	953.890	奉安庫用石材余分売却代	43.24
			建築請負費	600.00
			奉安庫基礎工事敷地及び階段据付工事費	305.34
			御真影奉迎その他諸費	38.55
			監督報酬費	10.00
	別紙決算書ノ通り他へ流用	94.460	曳舟代金へ	94.46
	差引残金	107.460		
昭和5年9月予算 編成シタルモノヲ 六月一日更正決議	横浜説教所再建寄附金其 他収入高	38,332.240		

【注】「財団法人横浜戸主会設立許可申請書」(「広島県財団法人横浜戸主会」国立公文書館所蔵) 参照。

財団法人横浜戸主会の成立

【表3】 横浜説教所再建築費収支予算

単位は円

	科目	既定予算額	更正予算額	実収額
収入	基金	9,872.24	9,909.10	6,017.49
	寄付金	27,300.00	28,600.00	12,756.19
	特種寄付金	1,000.00	1,000.00	300.00
	預金利息	130.00	130.00	47.22
	雑収入金	30.00	30.00	13.40
	合計	38,332.24	39,669.10	19,134.30
支出	敷地費	6,200.00	6,400.00	6,258.19
	地盤費	700.00	700.00	690.12
	本堂建築費	20,900.00	20,900.00	10,123.73
	附属建築費	3,700.00	3,700.00	
	粧飾品費	1,700.00	1,700.00	
	上棟式費	800.00	800.00	
	入仏式費	100.00	300.00	
	特種工事費	1,000.00	1,000.00	300.00
	寄附募集費	150.00	150.00	124.63
	移転費	50.00	100.00	33.00
	器具備品	50.00	50.00	18.40
	通信運搬費	50.00	50.00	6.81
	旅費	30.00	30.00	10.48
	雑給	100.00	100.00	27.90
	雑費	300.00	300.00	201.40
	公借金利息	234.00	169.73	15.98
	寄付金割引	1,453.11	1,343.56	998.98
	予備費	815.13	1,875.81	
	合計	38,332.24	39,669.10	18,809.62

【注】

- (1) 「実収額」は昭和6年1月5日の段階の額。
- (2) 「財団法人横浜戸主会設立許可申請書」(「広島県財団法人横浜戸主会」国立公文書館所蔵) 参照。

昭和5年に改築の議論が起こると、地元から多額の寄付金を集め敷地を購入し再建した。

横浜戸主会は独自財源を有することで坂村行政とは別に公共事業を推進した。資産額は5万円を超え(【表4】)、村内で大きな影響力を持っていた。ただ、不動産の資産は「本村横浜部落有財産ナリシガ、法令ノ定ムル處ニヨリ村長ノ管理ニ属シ居リ候」とされ⁽¹⁵⁾、横浜尋常小学校や説教所の敷地も、売却や取得後に移転登記が未了のため免租手続きができない土地であった。このため、

【表4】昭和7年 横浜戸主会所有財産

単位は円

字名			金額
中洲	宅地	23 筆	
東	畑	1 筆	
	宅地	6 筆	
田島	畑	2 筆	
横浜	山林	2 筆	
	小計		17,520.00
中洲	学校舎	1 棟	3,000.00
西	青年会館	1 棟	500.00
中洲	胡子神社本殿・付属建物	3 棟	3,000.00
	住吉神社本殿及付属建物	2 棟	1,500.00
東	説教所本堂、所庫裡、所属浴室、厠	5 棟	25,490.00
	小計		33,490.00
不動産合計			51,010.00
定期預金			170.33

【注】「財団法人横浜戸主会設立許可申請書」（「広島県財団法人横浜戸主会」国立公文書館所蔵）参照。

「本会正副会長ノ己人名義ヲ以テ共有トナシ、登録ヲ受ケサルヘカラサル不便アリ、斯クテハ将来ニ於テ手續繁雜ナルト共に失費多大ナルノミナラス又紛議発生ノ杞憂ナキヲ保シ難キ状態ニアリ、茲ニ本会ヲ法人組織トナシ財的基礎ヲ鞏固ナラシメ従来ノ施設ヲ一層徹底セシメ思想善導風教ノ改善並ニ事業ノ遂行等ニ一層努力仕度候ニ付……」と⁽¹⁶⁾、個人名義による管理は将来の紛議や手続きの煩雑化を招くとして、法人組織の必要性が訴えられた。法人化によって共有財産の所在を明確化し、財政的基礎を確立することで、施設維持や事業遂行をさらに強化する方針が示されたのである。こうした方針に基づき、横浜戸主会は財団法人化し、該当土地を法人に譲渡した。

二、財団法人横浜戸主会の成立

昭和7年5月、説教所において臨時総会が開催された。会員総数578名のうち237名が出席した。横浜戸主会の会費は総額で700円と定められ、会費額は、あらかじめ選任された段階調査委員が会員の資産を調査し、会員の資産額

に応じて点数を決め、負担額を決定した。

この時の総会で最大の議題となったのは財団法人組織への移行提案であった。結果は満場一致で可決された。議事録に直接の理由記載はないが、説教所再建が法人化の直接要因とみられる。説教所を再建することで、横浜尋常小学校敷地に加え説教所敷地が戸主会用地に編入された。さらに本堂など時価2万5,000円相当の建物資産が加わった。こうした説教所再建による資産拡大が直接的な契機となり、さらに不動産管理上の不安定さが背景要因として作用し、法人化へと結びついたのである。

同総会では、横浜巡査駐在所の移転についても議題にあがっている。この駐在所は横浜同志会時代に寄付によって建築された村の共有物であったが、東部地域の人口増加を理由に、東方面への移転が提案された。これについては議論が白熱している。同案に賛成する立場の意見は、東部方面には警察事件が多発しており、防犯上有効であると主張している。それに対し、反対意見の立場は不況下で説教所の寄付金も未納が多いこと、西部には防波堤があり船舶停泊が多く、船具盗難防止のため現位置で移動しない方が適当だと主張した。結局、この駐在所は篤志家の寄付によって建築されたもので⁽¹⁷⁾、移転する場合も新たな建築費は篤志家の寄付で賄うことが条件とされた。共有山林の保全も議題に挙げられている。樹木伐採や土砂採取により山林が枯死し景観が損なわれるのを防ぐため、監視員を選任することが決定された。

以上のように、横浜戸主会は地元課題の討議と意思決定の場として機能した。この点は一般の戸主会と同様の性格だが、横浜戸主会の場合、財団法人となることで資産・資金を背景に地域の意思を具体化できた点がより積極的な点である。

昭和5・6年度の主な収入は【表1】に示した通りである。学校敷地料、預金利子、埋立売却代、共有林の樹木売却代、会員負担金（会費）、寄付金（漁業組合、青年団など）などであった。

昭和7年6月11日、広島県知事千葉了の名で文部大臣鳩山一郎宛に設立申請が行われた。理由は「多額ノ不動産ヲ所有スルヲ以テ之カ管理上同会ニ財団

【表5】昭和7年、16年横浜戸主会財産

		昭和7年				昭和16年	
		面積(坪)	時価(円)			面積(坪)	時価(円)
中洲	宅地	229.00	3,435.00	中迫覚登	共有地	229.00	5,725.00
	宅地					10.00	250.00
	宅地(学校地成)	57.00	855.00	児玉、花房、児島共有	学校敷地	57.00	1,425.00
	宅地(学校地成)	46.00	690.00	中迫覚登	共有地	46.00	1,150.00
	宅地(学校地成)	57.00	855.00	中迫覚登	共有地	57.00	1,425.00
	宅地(学校地成)	54.00	810.00	中迫覚登	共有地	54.00	1,350.00
	宅地(学校地成)	56.00	840.00	中迫覚登	共有地	56.00	1,400.00
	宅地	57.00	855.00	中迫覚登	共有地	57.00	1,425.00
	宅地	63.00	945.00	中迫覚登	共有地	63.00	1,575.00
	宅地	62.00	930.00	中迫覚登	共有地	62.00	1,550.00
	宅地	17.15	257.00	折出作次郎	学校敷地	17.15	428.75
	宅地	6.00	90.00	折出作次郎	学校敷地	6.00	150.00
	宅地	56.87	853.00	児玉、花房、児島共有	学校敷地	56.87	1,421.75
	宅地	22.00	330.00	折出作次郎	学校敷地	22.00	550.00
	宅地	12.00	180.00	三登年光	学校敷地	12.00	300.00
	宅地	19.62	294.00	児玉、花房、児島共有	学校敷地	19.62	490.50
	宅地	20.63	310.00	児玉、花房、児島共有	学校敷地	20.63	515.75
	宅地	20.50	307.50	児玉、花房、児島共有	学校敷地	20.50	512.50
	宅地	30.00	450.00	三登亀松	学校敷地	30.00	750.00
	宅地	9.63	145.00	児玉、花房、児島共有	学校敷地	9.63	240.75
	宅地	10.50	157.50	児玉、花房、児島共有	学校敷地	10.50	262.50
	宅地	11.00	165.00	児玉、花房、児島共有	学校敷地	11.00	275.00
	宅地	19.04	286.00	大判敏郎	学校敷地	19.04	476.00
	宅地	24.00	360.00	児玉、花房、児島共有	学校敷地	24.00	600.00
	宅地					12.00	300.00
	埋立地					5.20	130.00
	宅地					14.30	357.50
	埋立地					7.40	185.00
	埋立地					3.80	95.00
	埋立地					13.09	327.25
	埋立地					5.40	135.00
	埋立地					37.00	925.00
	埋立地					84.20	2,105.00
	埋立地					13.41	335.25
	埋立地					54.75	1,368.75
	埋立地					4.00	100.00
	埋立地					13.75	343.75
東	宅地	85.00	850.00	河野利吉	説教所敷地	85.00	1,700.00
	宅地	29.00	290.00	河野利吉	説教所敷地	29.00	580.00
	宅地	30.00	300.00	河野利吉	説教所敷地	30.00	600.00
	宅地	47.00	470.00	河野利吉	説教所敷地	47.00	940.00
	宅地	27.00	270.00	河野利吉	説教所敷地	27.00	540.00
	畑(宅地)	52.00	520.00	植本繁造	説教所敷地	53.00	1,060.00
	宅地	33.00	330.00	佐々木兼松	説教所敷地	33.00	660.00
	宅地					3.00	60.00
田島	畑	16.00	30.00	中迫覚登	共有地	16.00	24.00
	畑	16.00	30.00	中迫覚登	共有地	15.00	22.50
	宅地					31.00	465.00

財団法人横浜戸主会の成立

		昭和7年				昭和16年	
		面積(坪)	時価(円)			面積(坪)	時価(円)
	宅地					6.00	90.00
西	学校地成					52.00	780.00
横浜	山林	124.00	15.00	植村英雄	説教所敷地		
	山林					10,265.00	10,265.00
	山林					2,588.00	2,588.00
	山林					562.00	
	山林					76.00	
	墓地					801.00	801.00
	説教所付山林	94.00	15.00	河野利吉	説教所敷地	94.00	94.00
	説教所付山林					94.00	94.00
下山	山林					104.00	104.00
	山林					674.00	674.00
龍ヶ鼻	山林					739.00	739.00
吉ヶ浦	山林					184.00	184.00
	山林					789.00	789.00
田島	山林					80.00	
	山林					6.00	6.00
小浦	山林					211.00	211.00
	山林					74.00	74.00
	山林					25.00	25.00
	山林					285.00	285.00
小計		1,512.94	17,520.00			19,325.54	55,596.50
学校舎		1棟	3,000.00				3,400.00
青年会館		1棟	500.00				
胡子神社本殿及付属建物		3棟	3,000.00				2,000.00
住吉神社本殿及付属建物		2棟	1,500.00				700.00
説教所	本堂		22,800.00				
	庫裡		2,240.00				
	附属浴室、厠		450.00				
	小計		25,490.00				30,000.00
火葬場							500.00
小計							36,600.00

【注】「財団法人横浜戸主会設立許可申請書」（「広島県財団法人横浜戸主会」国立公文書館所蔵）参照

法人組織ノ御許可ヲ與ヘラレ候條」と、不動産管理を目的に財団法人の申請が行なわれた⁽¹⁸⁾。しかし、同年8月5日、認可はされず、差し戻しとなった。差し戻し理由は「資産ノ管理者ヲ定ムル規定ヲ置クコト」や「『総代及総代会』ヲ『総代又ハ総代会』ニ訂正ノコト」など、字句の訂正によるものであった⁽¹⁹⁾。その後10月28日、規約を修正し、広島県知事湯澤三千男から文部大臣宛に再申請が行われた。

申請にあたって提出された「証明願」によると、財団法人のもとに登録される不動産の多くは学校敷地、説教所敷地、胡子社地、住吉社地で、横浜共有地

のほか個人所有地も含まれていた。これらは用途に応じて買収されたもので、村長や有力者名義の宅地・畑・山林も含まれていた（【表5】参照）。証明文には、所有者名義と現実の管理主体が異なるが、実際には戸主会が管理・運営しており、法人許可後にはすべて戸主会名義に移転登記する旨が記されている。各所有者は移転登記を行う「誓約書」を提出しており、説教所や横浜尋常小学校校舎などの建物も同様に法人名義とすることが決定されていた。

また、基本金である預金は児玉道忠（横浜戸主会会長）が管理していたが、財団法人として許可されれば戸主会に移管されることとなった。かくして、民法第二章第一節第三十四条に基づき⁽²⁰⁾、昭和7年12月27日に文部大臣および内務大臣によって財団法人横浜戸主会の設立が許可された。

三、財団法人横浜戸主会の活動

昭和8年10月に文部省社会教育局が編集した『公益法人一覧』によれば、財団法人横浜戸主会の目的は「会員協同団結シ教育勸語並ニ戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉体シ皇室ヲ尊崇シ、神仏ヲ崇敬シ祖先ヲ敬ヒ報本反始ノ実ヲ挙ゲ政党政派ニ関セズ、法律規則ヲ遵守シ、精神ノ修養ヲナシ民風ノ改過遷善ニ努メ相互扶助等ノ事業ヲ行ヒ、国家社会ノ進展ニ貢献スルヲ以テ目的トス」と記されている⁽²¹⁾。当時の資産評価額は、宅地1万7,430円、畑60円、山林30円、建物2万3,490円、預金170円であった。

この時期、確認できる財団法人を冠した戸主会は、全国でも福岡県嘉穂郡庄司戸主会（昭和4年9月10日設立許可）と横浜戸主会の二例のみである⁽²²⁾。

横浜戸主会では、資産から生じる収入のうち、事務所費等の諸経費は5割以内に抑え、3割以上を基本財産に、2割以上を公益事業費に充当する方針をとっていた。また、会員資格は横浜在住の戸主であれば男女・未成年を問わず認められた。ただし、ここでいう戸主は戸籍上の定義によらず、会費未納者や不正行為・除名処分を受けた者は除外された。

会長の児玉道忠は安芸郡坂尋常小学校教員、坂村会有給助役、村会議員、横

財団法人横浜戸主会の成立

浜郵便局長、坂村同盟組合取締、安芸郡会議員、副議長などを歴任した地元の名望家である。会長の下には庶務係長、会計係長、書記、会場係を置き、さらに、いろは順に「い組」から「か組」（へ組は欠番）まで13組と、「よ組」から「ま組」まで16組をブロックに分け、副会長とその付属役員（会計係・庶務係・使用人）を配置し、その下に組頭（必要に応じ副組頭）と評議員を配置する体制を整えていた。この点については、明治22年に設立した「坂村同盟組合」の組織と同じである。

一方、当時の組織と異なる点は、坂村同盟組合は道義的な組合に対し、資金・資産を有することで横浜戸主会は地域の課題に応じて事業を行っていた点であろう。

財団法人横浜戸主会設立認可申請において紹介している主要事業は以下の九項目にまとめられている。

1. 説教・講演・講習会の開催や身心修養施設の整備
2. 坂村立横浜尋常高等小学校学事費の不足分寄付・補助
3. 教育後援会、男女青年団、公設消防組等への補助金交付と事業奨励
4. 就学奨励のための学資補助・貸与
5. 貧困者、火災罹災者、傷病者、孤独者等の救恤
6. 軍人に対する送迎・慰問・優待
7. 道路拡張・改修、防波堤修理・増築
8. 火葬場の衛生的設備、幼稚園・託児所の設置促進
9. その他奉仕事業の経費補助・援助

そして、昭和7年5月時点の事業計画書には、以下の通りで具体的に記されている。

1. 住吉神社（旧暦2月18日）・胡子神社（旧暦10月20日）の祭典執行と八幡神社への曳舟奉納
2. 毎月7回の早朝説教（1日・6日・10日・16日・18日・22日・25日）に加え、年中行事（御正忌、御紐解、春秋彼岸、説教所再建記念法会、宗祖降誕会、夏会、歓喜会、報恩講等）で著名僧侶を招き、5日間前後・

毎日3回の説教を実施

3. 教育・勸業・衛生・軍事等に関する講演会・講習会開催
4. 教育後援会・男女青年団への補助
5. 青年会館に新聞・雑誌・ラジオを備え、青年団・日曜学校・児童に公開、娯楽・修養の場とし、将来的に幼稚園・託児所を整備
6. 道路修築と夜間照明設備の整備
7. 非常用水池の設置
8. 消防組への経費補助
9. 火葬場の整備・衛生化
10. 港湾修築による船舶係留の便益向上

財団法人横浜戸主会設立許可（昭和7年12月）以降の活動については史料が乏しいが、昭和17年7月、呉線複線工事に伴い所有山林の一部を鉄道用地として譲渡した際の財産目録が残る。それによると資産が増大していることがわかる。【表5】を参照しながら紹介しよう。

昭和7年5月申請時には約5反歩だったが、昭和16年12月には所有地が6町4反4畝5歩に拡大している。同時に山林も7畝8歩から5町6反1畝20歩へ拡大し、埋立地も8畝2歩に増加している。とりわけ山林は「古来横浜部落共有地ナリ」とされ、財団法人として認可された時には未登記であったが、昭和14年に戸主会名義で登記が完了している。墓地も同様に法人名義化された。埋立地は法人以前は個人により所有していたが戸主会名義となっている。さらに、法人化後は道路拡張等のための買収地が加わった。恐らく、財団法人化して活動実績を積み重ねる中で、戸主会名義に登記することへの有益性が浸透したのだろう。なお、時価未記載の土地は村内の人物に既に売約されたものである。

おわりに

以上「財団法人横浜戸主会の成立」と題し、坂村同盟組合の設立以降から財

団法人化に至るまでの経緯をたどり、その運営実態を紹介してきた。本稿は史料が十分とは言えず全容解明には至らなかったものの、いくつかの重要な点を明らかにできたと考える。以下に要点を整理して結びとしたい。

財団法人横浜戸主会は、町村制施行に伴い坂村全域で設立された坂村同盟組合を起源とする。同盟組合は行政機能を坂村に委ねつつ、道義的組織として風儀や治安維持を主な役割とし、その取り決めも厳格な規律保持に重きを置いていた。これに対し、大正10年に発足した横浜戸主会は、会費徴収による資金を背景に、風儀・治安中心の組織から地域公共事業を推進する団体へと変容した。

財団法人として資金を有した戸主会は、坂村とは独立した自由度の高い事業展開を可能とし、消防組の設置、横浜小学校や道路修復、火葬場・墓地の共同運営、遭難者見舞金、神社寄付、説教所建築、奉安庫設置、曳舟施設整備など、漁村（地元）の生活基盤と文化に即した幅広い事業を総会の承認を経て実現した。この点は、「村財政ニヨツテナシ得サリシ部落子弟教育ノタメ……」と、村財政の制約を超えた柔軟な資金活用の好例といえるだろう。より積極的に評価すれば、行政の範疇を超えた地域の個性に応じた独自の公共事業を推進したと評価できる。そして、かかる点は、寄合中心の一般の戸主会とは異なる点である。

しかし、事業拡大に伴い、横浜小学校や説教所敷地などの不動産資産を保有するようになり、その名義は形式的に村長などの個人所有とされた。税負担は戸主会から支出されていたと考えられるが、将来、権利関係を巡る紛争の火種となりかねなかった。このため、財産の法的安定確保や共有財産の外部流出を防ぐためにも財団法人化の必要性が指摘されたのである。

以上の経緯は、横浜戸主会が行政組織と民間自治の中間に位置し、地域の公共事業を主体的に担った事例である。このことは、近代の地域社会の担い手として、名望家（リーダーシップの重要性）を指摘する向きがあるが、地域社会の自治・協同性を重視した地域社会が存在したことを示している。ただ、全国で確認できる財団法人化した戸主会は、福岡県嘉穂郡庄司戸主会と横浜戸主会

の二例に限られる。したがって横浜戸主会は、単なる地域団体の一事例にとどまらず、共有財産の近代的再編と自治的实践を結びつけた極めて特異な存在と位置づけられる。

もっとも、漁業を生業とする漁村ゆえに集落としての協同性が高かったことが、その背景にあったと考えられる。今後は残された史料を掘り起こすとともに、他地域の戸主会事例との比較を進めることで、横浜戸主会が近代地方自治に果たした独自の意義を一層明らかにしていく必要があるだろう。

注

- (1) 山中永之佑は法史学の立場から地方制度の特質を解明し、国家と地方自治について明らかにしている。そして、名望家のあり方を展望している。山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』（1990年、弘文堂）、同『日本近代国家と地方統治』（1994年、敬文堂）、同『日本近代地方自治制と国家』（1999年、弘文堂）。また、居石正和は、明治地方制度の多元性について、府県制・郡制の成立を市町村制の成立とは異なる論理であるとし、府県制成立過程を井上毅・山県有朋（内務省）の論争から明らかにしている（居石正和『府県制成立過程の研究』法律文化社、2010年）。
- (2) 酒井一輔「近代以降期における共有財産の再編と地域統合—近世的遺産の所有権と分割・維持問題—」（『社会経済史学』84-2、2018年）。
- (3) 藤原怜子「法体制再編期における『家』制度と勤労者の家族」（『史林』47-3、1964年）。
- (4) 岩崎信彦他編『町内会の研究』（1989年、御茶の水書房）
- (5) 日高昭夫『基礎的自治体と町内会自治体—「行政協力制度」の歴史・現状・行方—』（春風社、2018年）。
- (6) 鳥越皓之『地域自治会の研究—部落会・町内会・自治会の展開過程—』（ミネルヴァ書房、1994年）は近代から戦後にかけての部落会・町内会・自治会などの地域自治会の問題について明らかにしている。まず、戦後においても地域自治会が環境問題などの住民運動で重要な役割を果たした点を紹介する。続いて、その特質として世帯単位制、地域占拠制、全世帯加入制、包括的機能、行政の末端機能の5点を挙げている。そして、歴史的には、国防国家体制の確立の過程で発せられた昭和15年の「部落会町内会等整備二関スル訓令」により、部落会・町内会は私的団体から行政制度下の公認の強制団体に移行したとする。さらに、地域自治会（部落会・町内会）に対しては、封建的な存在とみなす評価がある一方で、逆に近代化（民主化）への貢献を認める評価も示されている。これらの組織を行政の末端機構と位置付けつつも、住民自治の意義を認めている。さらに、行政に対する公的代表権を有している点を指摘し、住民が一定の主体性を保持していたとする。いわゆる住民主体性

論を主張する。

- (7) 山中永之佑によれば、戸主会について行政補助組織として全国的にも勸奨した存在として位置づけている（『日本近代国家と地方統治』1994年、敬文堂）。
- (8) 筆者は「横浜戸主会」『坂町史』（2013年）においてこの横浜戸主会を紹介してきたが、『町史』としての性格上、その歴史的意義については十分に検討してこなかった。
- (9) 本論では、坂村＝行政単位、坂本郷＝集落単位として区別する。

坂村同盟組合について、明治22年8月に設立した際の「坂村同盟組合規約」に基づき紹介する。同史料を参照すると、以下の通りに整理できる。

- 1、設立委員は村会議員18名で構成され、頭取は菅田茂四郎、副頭取は佐藤禄郎であった。
- 2、坂村居住者が団結して設置するもので、坂村中浦迫を小区域とし、その浦迫を基準に地形等に応じて約十戸を小組とする。
- 3、小組は各迫（刎迫、中村迫、上迫、西迫、森浜迫、浜田迫、横浜浦、小屋浦）ごとにイロハで区別する。
- 4、組合の役員は頭取1名、副頭取2名、浦迫ごとに取締2名以上、小組ごとに組頭1名ずつを配置する。組頭の人数は、刎迫16名、中村迫13名、上迫20名、西迫14名、森浜迫16名、浜田迫2名、横浜浦33名、小屋浦12名であった。
- 5、坂村同盟組合の目的は「本組合ハ共同一致シ、左ノ各項ニ依リ、風儀ヲ矯正シ共ニ富盛ヲ謀ル事」とあり、規範的な内容が中心である。主な項目は次の通りである。
 - ① 法律・命令を遵守すること
 - ② 従前の陋習を去り、善に進み悪を退くこと
 - ③ 勸業に錬磨改良すること
 - ④ 衛生を改良すること
 - ⑤ 教育の普及を図ること
 - ⑥ 業務に勉励し富盛にすること
 - ⑦ 節儉を旨とし、衣食住の奢侈を避けること
 - ⑧ 無益の遊戯を戒めること
 - ⑨ 吉凶事で集合する際は無益な費用を省くこと
 - ⑩ 祭事・仏事は奢侈や冗費を省くこと
 - ⑪ 道路掃除、田圃溝凌などを整理すること
 - ⑫ 家業を怠り酒色に耽るなど不良の振る舞いがあれば訓戒すること
 - ⑬ 戸籍・兵事など諸届を怠らないこと
 - ⑭ 地目変換の際は届け出を怠らないこと
 - ⑮ 開墾の際は許可を得ずに入侵しないこと
 - ⑯ 田圃の境界を明確にし、他人の所有地・道路・堤防・溝梁などに侵入しないこと

- ⑰ 諸税・村費等を滞納しないこと
 - ⑱ 公利公益を図ること
 - ⑲ 水火盗難などの災害を相互に防ぐこと
 - ⑳ 火の元に注意し、取扱いが疎漏な者は近隣が訓戒し、改めない場合は組頭に報告すること
 - ㉑ 小組ごとに相互の親睦を図り、さらに浦迫・村全体の協同を図ること
 - ㉒ 村長等による召集の場合は時間を厳守すること
 - ㉓ もめごととは組合で相談し、みだりに訴訟にしないこと
 - ㉔ 父母に孝を尽くし善行を行い、模範となる場合は村へ報告すること
 - ㉕ 凶年に備えて準備をすること
- (10) 「横浜戸主会の概要」(『中国新聞』昭和8年2月3日、『坂町史』通史(考古～近代)編、2013年)
- (11) 奉安庫や校舎学事費の大半は寄付金で賄われた。【表2】【表3】を参照すると、横浜尋常小学校の敷地購入や建築費は横浜戸主会の事業収入に充てているが、曳舟倉庫建築費、横浜尋常小学校学事費、奉安庫建築の寄付金、説教所再建築費については特別会計として寄付金を募り、その金額でおおよその資金にしている。
- (12) 水道については、『中国新聞』(昭和8年2月3日)によれば「横浜校の水質が悪いので附近の山から簡易水道を引くこと」をおこなったことが記されている。
- (13) 「村では珍しい二公設消防、坂、横浜の二個になつてゐて双方とも設備整ふ」(「俺等が坂は」『芸備日日新聞』1927年4月3日)。同史料によれば、「同村には他町村で見られぬ一事がある。即ち坂消防組、横浜消防組と何れも公設で二組あり、これは部落の関係でもあるが、坂消防組は第六ケ部に分れ、その役員は左の諸氏である(中略)横浜消防組に以前から私設を設置してゐたのを、大正十四年二月頃当時の秋山海田市署長、倉本部長、村長、各字私設消防組長等、協議を重ねること八回、三月愈々協定なり、同四月公設になつたもので、第三ケ部に分れ、役員は左記諸氏であるが、両者とも何れも人後におちず盛んに活躍してゐる」とある。
- (14) 広島県消防史編集委員会『広島県消防史』(1987年)
- (15) 「誓約書(所有権移転登記申請)」(「広島県財団法人横浜戸主会設立許可申請書」国立公文書館所蔵)
- (16) 「財団法人横浜戸主会設立許可申請書」(「広島県財団法人横浜戸主会設立許可申請書」国立公文書館所蔵)
- (17) 「横浜戸主会臨時総会議事録」(「広島県財団法人横浜戸主会設立許可申請書」国立公文書館所蔵)ただし【表2】によると、「横浜巡査駐在所建築費」として308円を横浜戸主会が支出していることがわかる。
- (18) 「財団法人設立許可申請ノ儀ニ付副申」(「広島県財団法人横浜戸主会設立許可申請書」国立公文書館所蔵)
- (19) 昭和七年八月五日起案「広島県知事宛、財団法人横浜戸主会設立ニ関スル件」(「広島県財団法人横浜戸主会設立許可申請書」国立公文書館所蔵)

財団法人横浜戸主会の成立

- (20) 「民法第二章法人、第一節法人ノ設立、第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」
- (21) 文部省社会教育局編『公益法人一覽』（1933 年）
- (22) 庄司戸主会の目的は「勅語及詔書ヲ奉賀シ、道德ノ実践、自治精神ノ普及並ニ産業ノ改良振興ヲ図リ、公民責務ヲ全ウスルコト」で、資産額は基本金 8,500 円、土地 1,814 円、建物 2,960 円、什器 833 円、積立金 102 円、造林 2,100 円であった。